

令和3年10月20日

北九州市立消費生活センター

ヤング消費者トラブル情報17号



フリマサービスでの売買契約にご注意！

【相談事例1】

フリマサービスで照明器具を購入したが商品が届かず、一定期間経過後、受取評価していないのに契約が成立した。運営会社に問い合わせてもフリマサービスでは当事者間で解決する必要があると回答するのみだ。(26歳 男性)

【相談事例2】

フリマサービスで個人から購入したゲーム機が故障していた。出品者は発送時に問題はなかったと返品に応じない。(21歳 女性)

●アドバイス

- ・フリマサービスでは、金銭や品物のやりとりは、売主と買主の間に運営会社が入り、仲介しますが、基本的には個人間の取引となるため、トラブルが発生した場合は、当事者間で解決するのが原則となっています。「自己責任」というリスクを認識して利用する必要があります。
- ・利用規約等で禁止されている行為は絶対に行わないようにしましょう。商品受取前に出品者の評価を求められ、それに応じることや、フリマサービスが用意する決済方法を使用せずに商品代金を支払う等の結果、「返金されない」「商品が届かない」といったトラブルになっているケースもみられますので、禁止行為等を持ちかけられても応じないようにしましょう。
- ・未成年者がフリマサービスを利用する場合は、家族等で利用方法を十分に話し合しましょう。

●困った時や不安なときは消費生活センターにご相談ください

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口でのご相談については、
戸畑相談窓口☎861-0999へご相談ください。
消費者ホットライン☎188（あなたの地域の消費生活センターにつながります。）



まもりん



みもりん